

平成 27 年 9 月 3 日
東 海 財 務 局

特殊詐欺被害防止に向けた取組みについて（要請）

本年 2 月に、愛知県内における特殊詐欺の被害が極めて深刻な状況となっていることを踏まえ、当局から特殊詐欺被害防止に向けた取組みについて要請をさせていただいたところです。

しかしながら、その後も愛知県内において、特殊詐欺による被害の状況が深刻な状態となっているため、愛知県警察本部から、再度、「金融機関の窓口において高齢者が多額の現金を引き出そうとする際、預金小切手を推奨すること、また、これを拒否した場合には警察に通報すること」について、県内金融機関に周知徹底するよう要請があったところです。

当局としても、特殊詐欺被害の防止は、利用者保護の観点から、極めて重要であると考えており、金融機関においては、特殊詐欺の被害防止へ向けた取組みを徹底していただきたいと考えております。

貴協会におかれましては、傘下金融機関に対して、改めて愛知県警察本部からの要請内容を周知徹底していただくとともに、引き続き、関係機関相互間の情報交換を密にして、防犯活動の推進に努めていただくようお願い申し上げます。

以 上